

強化事業規程（強化合宿・国際大会派遣）

一般社団法人日本ろう者テニス協会

（趣旨・目的）

強化事業におけるコンプライアンスの徹底に向けた対策、テニス競技の向上と発展に貢献するために、日本の聴覚障害者テニス競技指導としての誇りと自覚と責任を持って、健全な普及・発展を図ることを目的に本規程を制定する。

（規範の遵守と内容）

強化事業担当等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし遵守しなければならない。

1. 強化スタッフおよび指定選手等は合宿を含めてボランティアの支援を得ていること、常に社会から注視されていることを意識すること。
2. 強化スタッフは選手とともに支援者（手話通訳士等）に常に感謝と気力をもって接し、挨拶がコミュニケーションの基本と考えて行動しなければならない。
3. 強化合宿では、選手に対する研修をし、年間スケジュールを把握する。
やむを得ない理由により参加出来ない場合は、速やかに事務局長まで理由を述べて許可を得るようにします。
※それぞれ指定された活動・行事（合宿、練習、ミーティング、壮行会等）には必ず参加すること。
4. 強化合宿は（公財）日本スポーツ振興センター・日本障がい者スポーツ協会（日本パラリンピック委員会）の強化事業および強化体制事業として活動していることを意識し、国際大会出場等を目指していくことを誓います。
 - （1）強化事業等の助成金は年間計画書および団体の目標に基づいて（公財）日本スポーツ振興センター（JSC）審査を得て受給されるため、行動規範を守ること。
 - （2）違法行為または強化スタッフ・選手等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。
強化指定選手等はアンチ・ドーピング手続きをはじめ、国内外大会の規則、登録などの知識及び事務手続の知識などの理解に努め、期限を遵守しなければならない。
5. 問題・違反が見られた場合は、懲罰委員による協議のうえ制裁を科せられても異議は認められない。

6. 人権行為の尊重・安全性の確保・身体的・精神的暴力およびハラスメント行為等については（公財）日本障がい者スポーツ協会加盟団体におけるコンプライアンスに関するガイドラインの基本に則って整備を図る。
7. 選手育成の在り方の見直し・改善を年度中に体制会議にて開催する。

（違反選手・スタッフに対する懲罰）

1. 強化指定選手等が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、協会の決定により処分を受ける。
 - （1）国際大会にて問題・違反が見られた場合は制裁を与える。
 - （2）（1）に伴い、損害を被った場合は派遣費全額の損害賠償を支払う。
2. 協会もしくはヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて懲罰委員会を開き次の処分を行うこととする。

懲罰委員・・・理事長・事務局長・監事・各ブロック長

 - （1）強化事業関連に参加することを停止。
 - （2）強化事業担当を除外する。
 - （3）その他、違反の程度に従った処分。

2016年4月1日 施行